

22労働協約 第6回交渉**「福利厚生」「安全・衛生」等について交渉****コロナ禍による結婚休暇や退職時旅行券は
社員のために期間を延長すべき**

「コロナにより行使できなかった制度や福利厚生について時限的な措置を行うこと」

◎結婚休暇や60歳定年退職時に支給される旅行券について、コロナ禍により申請や利用を延期した社員に対し、利用期間の延長などの時限的措置を行うこと。

「すべての定期健康診断の実施に要する扱いは勤務とすること」

◎深夜業につく社員は、法の定めで年2回の健康診断を義務付けているので自己の時間での受診ではなく、勤務時間としての受診とすること。



「各職場にAEDを設置し、救命講習会を定期的に行うこと」

◎すべての駅・職場にAEDを設置し、普通救命講習やAED使用の自動体外式除細動器業務従事者講習などの外部講習をすべての社員を対象に定期的に行うこと。

**職場三大要求の獲得めざして、みんな
で議論し、みんなで行動しよう！**

国 労 東 海 か べ 新 聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：寺崎 浩